

健康福祉常任委員会委員長報告

去る3月2日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和4年3月3日(木)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 岸 昭二、村田裕子、松島修一、高橋伸治、
渡邊良太、桜井 卓
- 4 審査結果

「議案第12号」特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第13号」北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第14号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第12号」について

(1) 「福祉事務所嘱託医の規定をここで改正する理由について」質疑したところ、「平成元年度から嘱託医が一般と精神科の2人体制になっていたにもかかわらず、これまで条例改正がなされず、嘱託医の現状と条例との間に齟齬が生じていることから、早急に改正すべきと判断し、今回提案しまし

た」との答弁がありました。

(2) 「福祉事務所嘱託医の報酬月額の設定状況について」質疑したところ、「平成元年度以降では2回改定を行っています。当初4万3,900円だったものを、平成4年度に4万8,300円に、平成8年度に現在の5万3,040円に、それぞれ増額しています。今回、近隣市の状況を調べましたが、それほど差異がないことから、金額の改定は行わずに、現状の2人体制にあわせた形での条例改正を提案しました」との答弁がありました。

(3) 「学校医及び学校歯科医の改正に至った経緯について」質疑したところ、「学校医が令和3年12月に現職のまま亡くなった際、これまでの条例では、年度途中で退任になっても年額を満額支払う必要があることが分かりました。例えば、年度中に退任等があった場合、前任者と後任者にそれぞれ満額支給するということになりますので、改正しなければならないという判断に至り、今回、市長部局の条例に統合するものです」との答弁がありました。

(4) 「福祉事務所嘱託医の一般と精神科の月額の差異について」質疑したところ、「一般医については、現在、医師会の推薦で整形外科医にお願いしています。精神科医との月額の違いは業務量の差によるもので、福祉事務所での主な業務は、生活保護における診療報酬明細書の点検結果の確認業務となります。その比率としては、令和2年度は精神科24%、一般76%という形になっています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第13号」について

(1) 「所得制限の導入に至った経緯について」質疑したところ、「埼玉県では重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱を改正し、平成31年1月1日から新規受給者の所得制限を導入していますが、本市はこの時点では導入しませんでした。補助要綱には令和4年10月1日から全受給者に対し所得

制限を導入するという経過措置がありますので、今回、本市の条例を改正することとしたものです」との答弁がありました。

(2) 「市として一律ではなく制限をするという判断をした理由について」質疑したところ、「埼玉県は導入の目的について、対象者を真に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療負担の可能な方には負担をさせていただくこととしています。本市でも、内部で検討した結果、この考えに基づき、導入することとしたものです」との答弁がありました。

(3) 「他市町村における所得制限の導入状況について」質疑したところ、「これまで導入していないのは本市を含め6市町で、本市以外の5市町においても所得制限を導入することですので、令和4年10月1日までに県内すべての市町村が導入する形になります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第14号」について

(1) 「資産割を廃止することにした経緯について」質疑したところ、「現在、国民健康保険税の財政運営の責任主体は県が担っており、県は標準賦課方式を2方式と定めています。県内では、国保制度改革により、賦課方式変更の動きが徐々に加速しており、令和4年度には42市町村が2方式となる予定です。そのような状況の中で、本市も資産割を廃止し2方式に移行するものです」との答弁がありました。

(2) 「未就学児の軽減制度の内容と財源について」質疑したところ、「小学校に入学する前の未就学児について、均等割の部分が5割軽減されるものです。この軽減制度は国の財政支援制度により始まるもので、財源の負担割合は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1となります。」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和4年3月15日

健康福祉常任委員会

委員長 桜井 卓

北本市議会議長 工藤 日出夫 様